

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年7月16日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000098号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2100006号

## 第1 結論

請求期間のうち、平成21年7月から平成22年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月から平成23年6月まで

私は、請求期間において、国民年金保険料の免除申請を行っていたので、請求期間が保険料免除期間と記録されていないことに納得できない。調査の上、請求期間を保険料免除期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間の前後の期間は、国民年金保険料免除期間であることが確認できる。

また、日本年金機構から提出された請求者に係る平成20年分国民年金保険料免除・納付猶予申請書(平成21年4月6日受付)において、継続申請希望の欄の「はい」に丸印が付されているが、当該丸印が二重線で抹消されているように見えることについて、丸印が明確に抹消されているとはいえない上、「いいえ」に丸印が付されていないところ、請求者は、わざわざ手続を煩雑にすることを選択するとは考えられない旨陳述していることから、請求者が継続申請を希望していなかったとは考え難い。

さらに、請求者から提出された在所証明書の記録によると、請求者は、平成19年1月25日から平成21年2月17日までA市の施設に在所していたことが確認できることから、平成20年中の所得はなかったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち平成21年7月から平成22年6月までの期間について国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

一方、請求期間のうち、平成22年7月から平成23年6月までの期間(以下「当該期間」という。)について、雇用保険の加入記録によると、請求者は、B社において、平成21年3月6

日に被保険者資格を取得し、平成 22 年 5 月 20 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、資格取得時の賃金額は 25 万円と届出されていることから、請求者に係る平成 21 年中の所得は、全額免除の承認基準を上回っていたものと推認できる。

また、C 市は、請求者の請求期間当時に係る国民年金保険料免除申請手続関係資料及び所得金額が分かる資料は保存年限を経過しているため、保管されていない旨回答している。

さらに、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が当該期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2100006 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 2100005 号

## 第1 結論

昭和 55 年\*月から昭和 59 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年\*月から昭和 59 年 3 月まで

私は、昭和 55 年当時、アルバイトをしていたA社で、危険が多い仕事なので、国民年金に加入していないと障害年金を支給されないと聞き、同年\*月又は同年\*月にB市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、年払いだと1か月分安くなると聞いて、毎年、B市役所の窓口において、現金でまとめて納付した記憶がある。昭和 59 年 4 月に大学生となり、B市役所で、大学生は保険料の納付が猶予又は免除されると聞いて、学生の期間は納付しなかったが、大学を卒業する頃、自営でパン屋を開業した際にB市役所に行き、年金手帳を紛失した旨申し出て再加入した。しかしながら、定年退職の説明会をきっかけに、ねんきん定期便を確認したところ、請求期間に係る国民年金の加入記録がないことに気づき、日本年金機構に確認してもらったが、請求期間に係る記録はないという回答に納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求期間において、請求者に記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日として、昭和 63 年 4 月 1 日と記載されており、当該資格取得日はオンライン記録と一致している上、オンライン記録において、当該被保険者資格の取得日に係る資格処理日は同年 5 月 23 日であることから、請求者の国民年金の加入手続は同年 4 月又は 5 月に行われたことが推認でき、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100008号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100009号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年7月1日から平成元年10月1日まで

私は、請求期間において、A社に勤務(主な赴任先は、B国)していたので、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないことに納得できない。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

A社に係る請求者の雇用保険の加入記録は確認できないものの、同社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、複数の同僚から請求者を記憶している旨の回答及び陳述があったことから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の請求期間当時の事業主は既に亡くなっている上、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社が適用事業所でなくなった当時の事業主は、請求者に係る資料は保管しておらず何もわからない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、前述の同僚からは厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることはできない上、他の複数の同僚は、海外支店に赴任している時は厚生年金保険には加入していなかったと認識している旨回答している。

さらに、オンライン記録において、A社における厚生年金保険の被保険者の中に請求者の氏名はなく、被保険者整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。